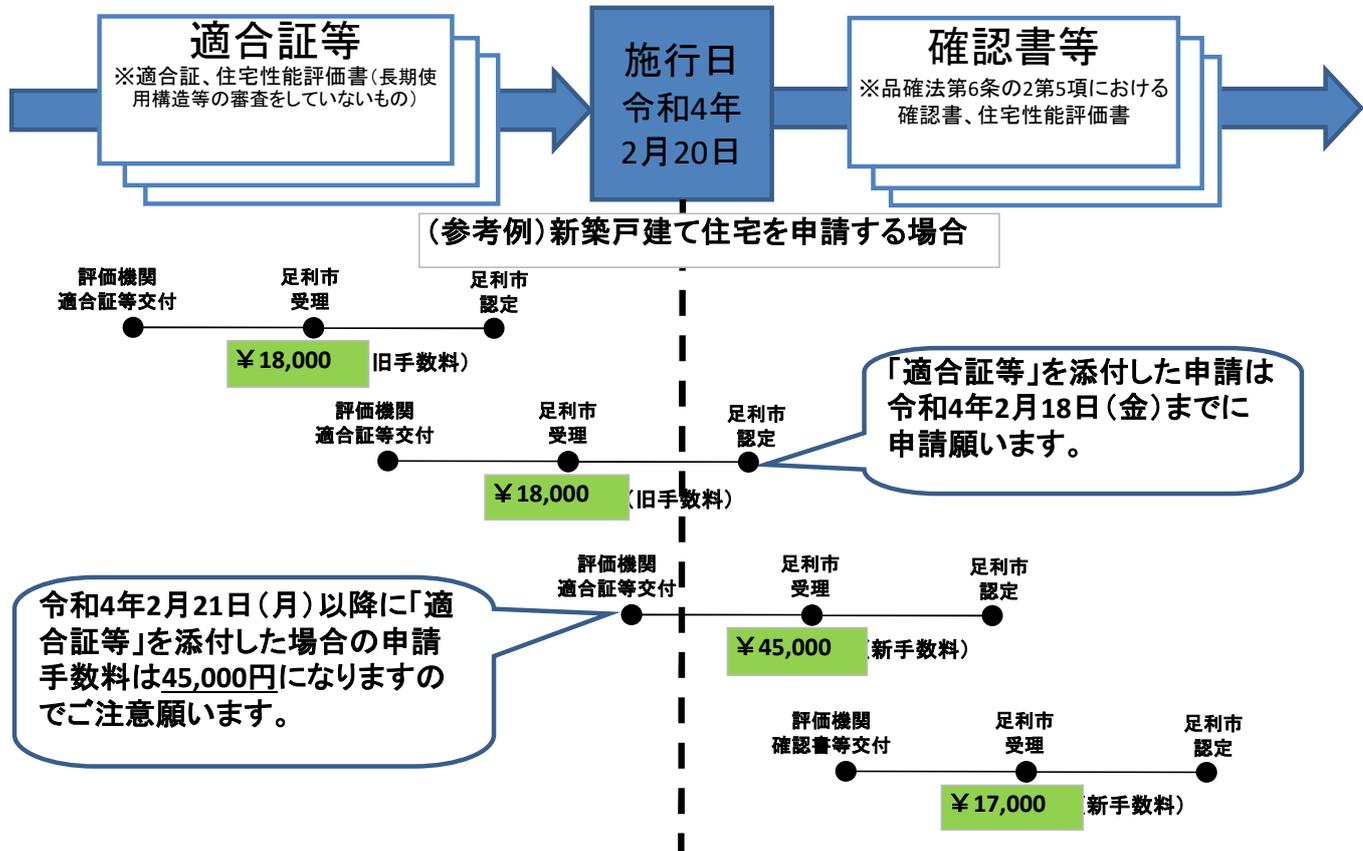


長期優良住宅認定申請手数料が変更になります【令和4年2月20日から】

足利市 建築指導課

令和4年2月20日より、長期優良住宅建築等計画の申請において以下のとおり手数料が変更となります。なお、法改正に伴い適合証等の運用は廃止されますので、適合証等をお持ちの方は令和4年2月18日(金)までに申請するようお願いいたします。



改正後【令和4年2月20日以降】

(円)

	新築		増築		
	確認書等を添付	確認書等なし	確認書等を添付	確認書等なし	
一戸建て住宅	17,000	45,000	24,000	22,500	
共同住宅等	建築物全体の戸数が5戸以内	28,000	107,000	39,000	53,500
	建築物全体の戸数が5戸超～10戸以内	43,000	171,000	61,000	85,500
	建築物全体の戸数が10戸超～30戸以内	67,000	337,000	98,000	168,500
	建築物全体の戸数が30戸超～50戸以内	106,000	605,000	156,000	302,500
	建築物全体の戸数が50戸超～100戸以内	161,000	1,041,000	238,000	520,500
	建築物全体の戸数が100戸超～200戸以内	269,000	1,923,000	401,000	961,500
	建築物全体の戸数が200戸超	338,000	2,742,000	504,000	1,371,000

※ 長期優良住宅建築計画の変更に係る認定手数料は当初申請に係る手数料の2分の1

○ 問合せ先
足利市 建築指導課 建築指導担当 0284-20-2170